

平成 29 年 1 月 特約地震保険改定のご案内

平成 29 年 1 月改定

地震保険期間の始期日（中途付帯および自動継続を含みます。）が平成 29 年 1 月 1 日以降となる地震保険について改定を行いますので、ご案内申し上げます。

（注）地震保険は「地震保険に関する法律」に基づいて、政府と民間の損害保険会社が共同で運営している制度であり、今回の改定は各損害保険会社共通のものです。

1. 特約地震保険料の改定

地震保険料を改定します。都道府県および建物の構造により改定率は異なりますが、多くの場合、保険料が引き上げとなります。

<改定前後の年間地震保険料例> 地震保険金額 100 万円あたり（割引適用なしの場合）

都道府県	構造区分	イ 構造 (火災保険構造級別： A 構造、B 構造、特級、1 級、2 級)			ロ 構造 (火災保険構造級別： C' 構造、C 構造、3' 級、3 級)		
		改定前 保険料	改定後 保険料	改定率	改定前 保険料	改定後 保険料	改定率
岩手県、秋田県、山形県、栃木県、群馬県、富山県、石川県、福井県、長野県、滋賀県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、鹿児島県		580 円	620 円	+6.9%	950 円	1,030 円	+8.4%
福島県		580 円	660 円	+13.8%	1,160 円	1,330 円	+14.7%
北海道、青森県、新潟県、岐阜県、京都府、兵庫県、奈良県		750 円	730 円	▲2.7%	1,470 円	1,370 円	▲6.8%
宮城県、山梨県、香川県、大分県、宮崎県、沖縄県		750 円	860 円	+14.7%	1,470 円	1,650 円	+12.2%
愛媛県		1,050 円	1,070 円	+1.9%	2,180 円	2,150 円	▲1.4%
大阪府		1,220 円	1,190 円	▲2.5%	2,180 円	2,150 円	▲1.4%
茨城県		1,050 円	1,200 円	+14.3%	2,180 円	2,500 円	+14.7%
徳島県、高知県		1,050 円	1,200 円	+14.3%	2,490 円	2,850 円	+14.5%
埼玉県		1,220 円	1,400 円	+14.8%	2,180 円	2,500 円	+14.7%
愛知県、三重県、和歌山県		1,800 円	1,540 円	▲14.4%	2,910 円	2,600 円	▲10.7%
千葉県、東京都、神奈川県、静岡県		1,800 円	2,030 円	+12.8%	2,910 円	3,270 円	+12.4%

（注）表内の▲はマイナスを意味します。

【保険料改定の背景】

地震保険の保険料は「損害保険料率算出団体に関する法律」に基づき、損害保険料率算出機構が算出した「地震保険基準料率」を使用しています。今回の保険料改定の背景等は損害保険料率算出機構のニュースリリース（<http://www.giroj.or.jp/news/2015/150930.html>）に掲載されていますが、概要は下記のとおりです。

震源モデルの更新※1をはじめとした各種基礎データの更新など

「地震保険に関する法律施行令」改正による損害区分の細分化（4区分化）※2

財務省にて開催された「地震保険制度に関するプロジェクトチーム・フォローアップ会合」における議論の取りまとめ

全国平均で大きく引き上げが必要な状況となりました。



お客さまのご負担をおさえるため、3段階に分けて改定を行うこととなりました※3。

※1 文部科学省の地震調査研究推進本部が作成した「確率論的地震動予測地図」2014年版の震源モデルに更新されました。

※2 裏面の2. 補償内容の改定（損害区分の細分化）をご参照ください。

※3 2段階目以降の改定のスケジュール・改定率は今後の各種基礎データの更新などを踏まえて決定される予定であり、現時点では決まっていません。

2. 補償内容の改定（損害区分の細分化）

地震保険の損害の程度の区分（以下、「損害区分」といいます。）を定めている「地震保険に関する法律施行令」の改正により、これまでの損害区分の「半損」が「大半損」と「小半損」に2分割されます。*1

現行（3区分）		改定後（4区分）	
損害の程度	お支払する保険金	損害の程度	お支払する保険金
全損	地震保険金額の100% （時価額が限度）	全損	地震保険金額の100% （時価額が限度）
半損*2	地震保険金額の50% （時価額の50%が限度）	大半損*2	地震保険金額の60% （時価額の60%が限度）
		小半損*2	地震保険金額の30% （時価額の30%が限度）
一部損	地震保険金額の5% （時価額の5%が限度）	一部損	地震保険金額の5% （時価額の5%が限度）

*1 損害区分の細分化は財務省「地震保険制度に関するプロジェクトチーム・フォローアップ会合」における議論（損害査定迅速性を確保しつつ、より損害の実態に照らした損害区分とすることが望ましい）を踏まえ行われたものです。

*2 損害の程度の認定基準は下記のとおりです。（「全損」「一部損」の認定基準には変更ありません。）

損害の程度		建物（①または②）
現行	半損	①主要構造部*3の損害額が時価額の20%以上50%未満 ②焼失、流失した部分の床面積が延床面積の20%以上70%未満
改定後	大半損	①主要構造部*3の損害額が時価額の40%以上50%未満 ②焼失、流失した部分の床面積が延床面積の50%以上70%未満
	小半損	①主要構造部*3の損害額が時価額の20%以上40%未満 ②焼失、流失した部分の床面積が延床面積の20%以上50%未満

*3 軸組、基礎、屋根、外壁等をいいます。

3. 割引確認資料の範囲拡大

地震保険割引を適用する際に提出いただく確認資料の範囲を以下のとおり拡大します。

割引の適用条件を満たすことが確認できる所定の確認資料の写しをご提出いただきますと、地震保険割引を適用することができます。現在、地震保険割引を適用していない場合は新たに割引を適用できる可能性があります。また、既に地震保険割引を適用している場合は割引率を拡大できる可能性がありますのでご確認ください。

	改定の対象となる地震割引	改定内容
①	免震建築物割引 耐震等級割引	登録住宅性能評価機関*が作成した書類について、対象建物の耐震等級、または対象建物が免震建築物であることを証明した書類であれば、その書類の種類によらず確認資料とすることができるようになります。（従来は「建設住宅性能評価書」などの特定の書類のみ確認資料とすることができました。）
②	耐震等級割引	「住宅性能証明書」など耐震等級を1つにできない書類であっても、「設計内容説明書」などの登録住宅性能評価機関*への届出書類で耐震等級が確認できる書類をあわせて提出いただくと、その耐震等級を適用できるようになります。（従来は「住宅性能証明書」などのように耐震等級2または3であることは確認できるものの、その書類だけでは耐震等級を1つに特定できない場合は耐震等級2を適用することとしていました。）
③	建築年割引	建築年割引の記載のある保険証券等を確認資料とする場合、その保険証券等に新築年月の記載があることを必要とする要件を廃止します。

*登録住宅性能評価機関により作成される書類と同一の書類を登録住宅性能評価機関以外のものが作成し交付することを認める旨、行政機関により公表されている場合には、そのものを含みます。

●このチラシは地震保険改定の概要を説明したものです。詳しい内容につきましては、損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。

損害保険ジャパン日本興亜株式会社
特約火災保険部

〒160-8313 東京都新宿区西新宿1-26-1